

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

居住用判定で逆転勝訴判決

Q: 土地の譲渡に際しての「居住用」の判定を巡り争われていた裁判の判決が下されたようですが、その内容を教えてください。

A: 千葉地裁による一審判決を覆し、「居住用」判定で納税者側の逆転勝訴判決となりました。

【解説】

この事案は、個人タクシー業を営む控訴人が、平成元年に東京都区内の家屋の敷地を譲渡した際、確定申告において居住用の軽減税率と3000万円控除を適用したところ、所轄税務署長が適用は認められない旨の処分を下したため、これを不服として千葉地裁に処分取消しを求めたところ請求棄却の判決が下され、東京高裁に控訴を提起していたものです。

高裁は、電気、電話の使用状況その他控訴人の家族関係等から、争点となっていた「譲渡の3年前の日の属する年（昭和61年1月1日）まで」控訴人が本件建物に居住していた事実はないとしていた一審判決に対し、次のような理由から控訴人の主張を認める判示を下しました。

- (1) 原処分は控訴人と対立葛藤があったその前妻の供述によっており、信憑性が低い
 - (2) 本件建物における昭和61年1月以前の電気、電話の使用状況に係る資料はない
 - (3) 控訴人が唯一所有する家屋である本件建物を空き家にしておく理由は見いだしがたい
- 今回のケースは、当局サイドが十分な資料を揃えられなかったことが、逆転勝訴判決に繋がったようです。

